独立役員届出書

基本情報

会社名	日本化薬株式会社 コード 42								
提出日		2022/6/10	異動(予定)日		2022/6/28				
独立役員届出 提出理由		すでに届出している独立役員の該当状況についての説明の変更お よび新任社外監査役の追加							
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)										異動内容	本人の 同意			
	L.石			а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	該当なし	共動的谷	同意
1	太田 洋	社外取締役	0												Δ			有
2	藤島安之	社外取締役	0										Δ					有
3	房村精一	社外取締役	0													0		有
4	東勝次	社外監査役	0								Δ							有
5	尾崎安央	社外監査役	0													0		有
6	若狭一郎	社外監査役	0										Δ				新任	有

3. 独立役員の属性・選仟理由の説明

<u>J.</u>	<u>. 低立仅具以属住,医住连由以就明</u>								
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)							
1		社外取締役の太田洋氏は、弁護士としての豊富な経験・知見を有し、また企業法務に精通しており、当社社外監査役を務め、当社内部にも通暁し、取締役会での監督機能がより高まることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。							
2	社外取締役の藤島安之氏は、当社と取引のある双日株式会社に所属しておりましたが、2010年3月に退職しております。	社外取締役の藤島安之氏は、総合商社の経営者としての豊富な経験・知識を有しており、当社の経営全般に対して提言をいただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。							
3		社外取締役の房村精一氏は、司法機関における豊富な経験と法律の専門家として培われた高い見識のもと、当社の経営全般に対して提言をいただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。							
4	社外監査役の東勝次氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属しておりましたが、2014年8月に退職しております。	社外監査役の東勝次氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に活かせることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものもります。 さらに、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。							
5		社外監査役の尾崎安央氏は、大学教授として培われた専門的な知識・経験と高い見識を有し、また企業法務に精通しており当社の監査体制に活かせることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。							
6		社外監査役の若狭一郎氏は、生命保険会社の経営者として培われた専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に活かせることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任するものであります。 さらに、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。							

補足説明

当社の社外役員の独立性判断基準は、コーポレート・ガパナンスに関する報告書(https://www.nipponkayaku.co.jp/media/pdf/ir/esg/governance_report.pdf)に記載しております。